

外国人を雇用する事業者の皆様へ

不法就労防止にご協力ください!



不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。

NO!!! 不法就労のケース

- ① 密入国者、在留期限の切れた不法残留者、退去強制が決定した者が働いている。
- ② 許可を受けずに、認められた在留資格以外の仕事をしている。
 - ・ 観光目的で入国した者や留学生が、許可を受けずに働いている。
 - ・ 許可されていない内容の仕事や、許可された時間数を超えて働いている。

ポイント

外国人雇用の際は在留カードを確認して下さい!

国際電話による特殊詐欺が急増中!

+1や+44などから始まる番号、たとえば
+1123456789や+44987654321
等で、このような表示の電話には**出ない、かけ直さない**ように注意してください。

★ 城陽警察署では特殊詐欺の被害を未然に防止するために警察官が巡回連絡などで国際電話の利用休止の申込みを全面的に支援します。
海外との電話が不要な方は、国際電話の発信と着信を無償で休止することができます。

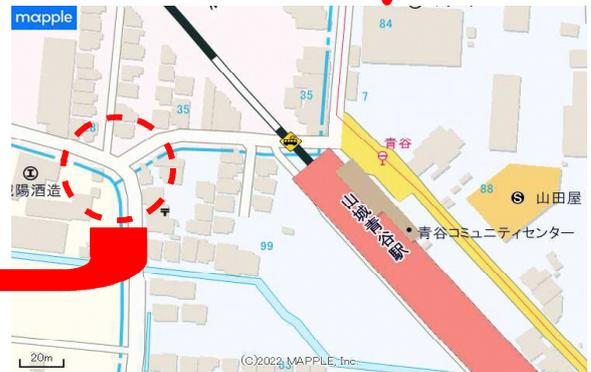


☎ 城陽警察署
53-0110
☎ 青谷交番
53-6666

青谷交番だより

6月

止まれ 交通違反に注意!! 止まれ



青谷郵便局西側交差点の東向きが指定の一時停止場所になっています!
標識の見落としに注意し、確実に一時停止をするようお願いいたします!!

